

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年福津市教育委員会第3回定例会
開 催 日 時	令和6年3月22日(金) 午後3時00分から 午後4時10分まで
開 催 場 所	福津市役所 別館1階大ホールAB
委 員 名	(1) 出席委員 青木委員、農崎委員、田中委員、 村井委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	城野教育部長兼教育総務課長、石津教育部理事兼学校教育課長、河野教育部理事兼主幹指導主事、谷口広育推進課長、占部文化財課長、古賀主幹兼指導主事、木村指導主事兼教育指導係長、鵜根総務企画係長、川上主事

会 議	議 (内 容) 題	・日程第 1 開会の宣言 ・日程第 2 会議録署名委員の指名について ・日程第 3 報告第 2 号 令和 6 年福津市議会 3 月定例会への追加上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について ・日程第 4 議案第 8 号 福津市教育委員会公印規則の一部を改正することについて ・日程第 5 議案第 9 号 福津市宮司運動ホール条例施行規則の制定について ・日程第 6 議案第 10 号 福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについて ・日程第 7 議案第 11 号 福津市文化財保護条例施行規則の一部を改正することについて ・日程第 8 議案第 12 号 福津市就学援助規則の一部を改正することについて ・日程第 9 議案第 13 号 福津市就学援助規則施行規程を廃止することについて ・日程第 10 議案第 14 号 福津市後援名義取り扱い要綱の制定について ・日程第 11 議案第 15 号 令和 6 年度福津市学校産業医の選任について ・日程第 12 議案第 16 号 令和 6 年度福津市学校医、学校歯科医及び薬剤師等の委嘱について ・日程第 13 議案第 17 号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱について ・日程第 14 議案第 18 号 福津市療育アドバイザーの委嘱について ・日程第 15 議案第 19 号 教育財産の取得に関する申出について ・日程第 16 諸報告 ・令和 6 年 3 月議会について ・事務局職員の異動について ・今後のスケジュールについて ・日程第 17 閉会の宣言
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	

	傍 聴 者 の 数	1 名
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 録音テープを使用した全文記録	
	☒ 録音テープを使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会 議 録 署 名 委 員	青木委員	
	村井委員	
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
鵜根係長：教育長不在の間の会議の進行は、教育長職務代理者である青木委員をお願いしております。青木委員よろしく願いいたします。 青木委員：本日の会議には、1 名の方から傍聴の申出がっております。 福津市教育委員会会議規則第 13 条では、会議は公開すると規定しております。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第 2 条に基づき、本日の会議の傍聴については許可します。 事務局、入室をお願いいたします。 （傍聴人入室） 1 日程第 1 開会の宣言 青木委員：日程第 1、開会宣言、構成委員 4 名のうち、ただいまの出席数は 4 名で、定足数に達し教育委員会は成立いたしますので、令和 6 年福津市教育委員会第 3 回定例会を開催いたします。 直ちに会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 2 日程第 2 会議録署名委員の指名について 青木委員：日程第 2、会議録署名委員の指名を行います。福津市教育委員会会議規則第 16 条の規定に基づき、会議録は私青木と村井委員で確認、署名することといたします。 3 日程第 3 報告第 2 号 令和 6 年福津市議会 3 月定例会への追加程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について		

青木委員：日程第3、報告第2号 令和6年福津市議会3月定例会への追加上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

城野部長：報告第2号、令和6年福津市議会3月定例会への追加上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について説明をいたします。

地方教育行政の組織および運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年福津市議会3月定例会に追加で提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に関するものに対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則第6条第1項の規定に基づき、令和6年2月16日および3月11日に教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し承認を求めるものです。

市長からの照会文書につきましては、資料に写しをつけさせていただいております。

内容といたしましては、工事請負契約を締結することについて、福津市文化センター文化会館大規模改修工事と、工事請負契約を締結することについて、福間中学校校舎増築工事（設計・施工一括）の2件となっております。

まず複合文化センター文化会館大規模改修工事についてご説明いたします。

工期としましては、着工が契約の効力発生日の翌日から完工が令和8年3月31日まで。契約金額は、13億1120万円、請負業者は浅沼・井上特定建設工事共同企業体となっております。

次に福間中学校校舎増築工事（設計・施工一括）についてご説明いたします。

工期については、着工が契約の効力発生日の翌日から完工が令和7年3月18日まで。契約金額が11億3300万円。請負業者は大和リース株式会社福岡支社となっております。

次に、3月11日に市長から追加で意見の照会があったものです。

件名は、工事請負契約を締結することについて、新設小学校造成工事（1工区）です。

工期については、着工が、契約の効力発生日の翌日から、完工が令和7年11月30日まで。契約金額が3億2340万円。請負業者名が小野・松本特定建設工事共同企業体となっております。

この3件につきましてそれぞれ2月16日と3月11日に、異議がない旨回答をさせていただいております。

これとあわせまして、２月１５日に開催した教育委員会第２回定例会にてご報告しました、令和５年度福津市一般会計補正予算第７号についてと、令和６年度福津市一般会計予算についての議案につきましても福津市議会３月定例会で議決を賜っておりますのでご報告をさせていただきます。以上でございます。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより報告第２号を採決します。

報告第２号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって日程第３、報告第２号令和６年福津市議会３月定例会への追加上程議案のうち、教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認されました。

４ 日程第４ 議案第８号 福津市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正することについて

青木委員：日程第４、議案第８号 福津市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正することについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

城野部長：議案第８号、福津市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正することについて、ご説明いたします。

令和６年４月１日をもって、宮司公民館を廃止することに伴い、福津市教育委員会事務局の組織に関する規則を一部改正する必要があります。

内容については新旧対照表で説明をいたします。

第５条教育機関の係。表中の教育機関の名称、「福津市公民館」を「福津市中央公民館」に、また第６条、教育機関の分掌事務、表中の教育機関「福津市公民館」を「福津市中央公民館」に変更するものでございます。

説明は以上です。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第８号を採決します。

議案第８号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第４、議案第８

号 福津市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 議案第9号 福津市教育委員会公印規則の一部を改正することについて

青木委員：日程第5、議案第9号 福津市教育委員会公印規則の一部を改正することについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

城野部長。

城野部長：議案第9号、福津市教育委員会公印規則の一部を改正することについてご説明をさせていただきます。

改正の理由といたしましては、大きく二つあります。

一つ目は、令和6年4月1日付で宮司公民館が廃止になったこと。また、第2学校給食共同調理場が設置され、既存の学校給食共同調理場の名称を、第1学校給食共同調理場に変更することにより、各施設の公印の廃止や新調が必要になったことです。

二つ目は、教育委員会事務局の文書管理事務において、段階的に電子決裁の運用を開始することに合わせて、必要な情報の改正を行うものです。

変更の内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

一つ目の理由である施設の改廃等による改正部分ですが、別表第1中の福津市学校給食共同調理場印から福津市公民館長までの五つの公印を削除いたします。

また、福津市第1学校給食共同調理場印から、福津市中央公民館長印までの四つの公印を新たに新調するものでございます。これが施設の改廃によるものです。

二つ目の理由である電子決裁の運用などに関するものの主なものといたしましては、第8条公印の使用に第2項と第3項を追加しております。

また、第11条として、電子公印の項目を追加させていただいております。

なお、今回の改正に合わせて、各種様式の変更追加を行っております。

説明は以上です。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第5、議案第9号 福津市教育委員会公印規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

6 日程第6 議案第10号 福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについて

青木委員：日程第6、議案第10号 福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口郷育推進課長。

谷口課長：議案第10号、福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについて、ご説明いたします。

改正の理由としましては、令和6年4月1日をもって宮司公民館を廃止すること。

また使用料の減免手続きの方法に関する規定がないことが判明したためです。

主な変更箇所につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

まず、第2条第2項、「前項の規定に関わらず、館長」の部分を「前項の規定に関わらず、福津市中央公民館長（以下、館長という。）」に変更をいたします。

次に、第4条の第1項、「利用日前1月（宮司公民館においてホールを体育目的に利用する場合にあっては、利用日前日）」という文言を削除いたします。

次に、第5条第3項、減免手続きの方法に関しまして規定がございませんでしたので追加をさせていただきます。

次に、第7条第1項第2号の「危険物または動物を持ち込まないこと。」とございますが、その動物の後に（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を追加いたします。

また、各種様式の変更をいたしております。宮司公民館で手書きの申請書を使用しておりましたが、必要なくなりましたので変更とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第6、議案第10号 福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

7 日程第7 議案第11号 福津市文化財保護条例施行規則の一部を改正することについて

青木委員：日程第7、議案第11号 福津市文化財保護条例施行規則の一部を改正することについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

占部文化財課長。

占部課長：議案第11号、福津市文化財保護条例施行規則の一部を改正することについて、ご説明いたします。

改正理由ですが、福津市文化財保護条例施行規則は、申請書類等取り扱い事務の見直しに伴い、様式改正の必要が生じました。

これがこの議案の提出する理由でございます。

内容については新旧対照表でご説明いたします。

今回様式3号から15号までをすべて同じ内容で改正しております。

旧様式でございますが、申請者等の押印を必要としておりましたところが新様式では、押印を不要としておりまして、㊦の表示を廃止しております。

また、新様式の最下段のところに注釈を設けておりまして、申請者が法人の場合は、記名押印ください。法人の場合でも、本人（代表者）が自書しない場合は、記名押印してくださいという注釈を設けております。

以下、全て同じ内容の改正でございます。

説明は以上です。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

全員賛成であります。したがって、日程第7、議案第11号 福津市文化財保護条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

8 日程第8 議案第12号 福津市就学援助規則の一部を改正することについて

青木委員：日程第8、議案第12号 福津市就学援助規則の一部を改正す

ることについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

石津理事。

石津理事：議案第12号 福津市就学援助規則の一部を改正することについて、ご説明いたします。

就学援助規則につきましては、この就学援助規則と、今回廃止を予定している就学援助規則施行規程をセットでこれまで運用してきたものでございます。

この規則と規程を一本化することがまず一つの目的、それから就学援助の認定の基準をわかりやすくすることを目的として、改正することといたしております。

改正内容については新旧対照表でご説明をいたします。

まず、主なところを言いますと例えば、準要保護の基準についてでございますが、これについてはこれまで施行規程の中で規定をしております、規程の中で、地方税法に基づく個人事業税の減免、市民税の非課税、減免や、国民年金法に基づく国民年金の掛金の免除、国民健康保険法に基づく保険料の減免、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給、それから世帯の合計所得が生活保護の基準の1.3倍以内などというふうに、いろいろなケースで規定をしていたところでございますが、これを所得基準だけに一括して統合をすることといたしております。

これを改正後の3条に盛り込むこととしております。

4条につきましては、これまでどのような援助を行うかを、第1号から第6号まで記載していましたが、これについては別表として載せるようにしました。

内容は基本的に一緒でございます。

また、申請書や認定通知書の整理を行うことといたしております。

就学援助の支給の方法については、現在も現金支給ですが、現金支給とすることや、入学前に支給するものについてもわかりやすく、条文の整理をしたところでございます。

なお、本日配付の資料からは漏れておりますが、附則において、経過措置として、第2項で「この規則による改正後の福津市就学援助規則第6条の規定にかかわらず、令和6年7月以前の分の就学援助を受けようとするものの申請は、なお従前の例による。」第3項で「この規則の施行前に令和6年7月以前の分の就学援助の認定を行う場合の基準は、なお従前の例による。」と追加することとしております。

説明は以上でございます。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんか。

田中委員。

田中委員：これはわかりやすくしただけで、基準については基本的に変わらないということですね。

石津理事：基準については、例えば、これまで地方税法の市民税の非課税だった人というのは当然生活保護費よりも当然低い所得しかないとか、国民年金の掛金を免除されている人も当然同じ。国保の非課税保険料の減免申請でも一緒だと。

その基準を下回っているというふうにして、全ての人が同じ基準じゃないと、例えば国民健康保険の保険料が免除されているのが、いつ時点なのかとか、そういうのも人によって、このケースは4月1日なのか、児童扶養手当は、10月1日なのかみたいな、人によって複雑になっていたのを、所得基準に一括して全てを包含しております。宗像市も、基準1つにしていると把握しています。これは自治体によって違うと思うんですけど、本市としては所得のみを基準とすることで考えております。

青木委員：保護者の負担が増えるということでしょうか。減るのでしょうか。

石津理事：申請については、これまで、例えば児童扶養手当の児童があっても、受給者証のコピーの提出や、国民健康保険免除者は免除の書類の提出を求めていましたが、改正後は申請してもらったら所得基準に応じて認定をかけるので、提出書類については基本的に簡素化される人が多くなるのかなというふうに思っています。

青木委員：よろしいですかね。

田中委員：難しいところですけどやはり不均等にならないようにですね、対象者がそういうところやはり気をつけていかなきゃいけないと思います。生活が厳しい時代になっているので。

石津理事：はい、わかりました。

青木委員：他に質疑はございませんか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第12号を採決します。

議案第12号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第8、議案第12号 福津市就学援助規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

9 日程第9 議案第13号 福津市就学援助規則施行規程を廃止することについて

青木委員：日程第9、議案第13号 福津市就学援助規則施行規程を廃止することについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

石津理事。

石津理事：議案第13号、福津市就学援助規則施行規程を廃止することについて、ご説明いたします。

これは先ほどの議案第12号でご説明いたしましたが、就学援助規則と就学援助施行規程を一本化したことに伴いまして、この就学援助規程については不要となりますので、廃止をするものです。

説明は以上です。

青木委員：はい。本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第13号を採決します。

議案第13号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第9、議案第13号 福津市就学援助規則施行規程を廃止することについては、原案のとおり承認されました。

10 日程第10 議案第14号 福津市教育委員会後援名義取扱い要綱の制定について

青木委員：日程第10、議案第14号 福津市教育委員会後援名義取扱い要綱の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

城野部長。

城野部長：議案第14号、福津市教育委員会後援名義取扱い要綱の制定について説明をいたします。

福津市教育委員会後援名義の使用許可については資料に添付をしております福津市教育委員会後援取扱い要領によりこれまで事務を執り行っておりました。

この度、事務手続きの内容や必要な様式等を整理し、要綱として定め、告示することで、その内容を申請者などに広く周知する必要性が生じたので、添付資料のとおり定めるものでございます。

なお、内容としましては第3条第1項に後援の基準として後援を行うことができるもの、第3条第2項に、後援を行わないものについて記載をさせていただいておるところでございます。

説明は以上です。

青木委員：はい。本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第14号を採決します。

議案第14号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第10、議案第14号 福津市教育委員会後援名義取扱い要綱の制定については、原案のとおり承認されました。

1 1 日程第11 議案第15号 令和6年度福津市学校産業医の選任について

青木委員：日程第11、議案第15号 令和6年度福津市学校産業医の選任についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

石津理事。

石津理事：議案第15号、令和6年度福津市学校産業医の選任についてご説明いたします。

福津市立学校職員衛生管理規程第7条第1項の規定に基づき、労働安全衛生法第13条第1項に該当する学校に産業医を置く必要があることから産業医を選任するものでございます。

教職員数が50人以上の学校に置く必要があるものとなります。

資料中に置く学校を表で載せています。福間南小学校、福間小学校、津屋崎小学校、福間中学校が該当する学校でございます。

産業医として、日野皮膚科の日野亮介さんについては福間南小学校と福間小学校。それからともクリニックの村上智子さんを津屋崎小学校と福間中学校に置くことといたしております。

説明は以上です。

青木委員：はい。本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第15号を採決します。

議案第15号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第11、議案第15号 令和6年度福津市学校産業医の選任については、原案のとおり承認されました。

1 2 日程第12 議案第16号 令和6年度福津市学校医、学校歯科医および薬剤師等の委嘱について

青木委員：日程第１２、議案第１６号 令和６年度福津市学校医、学校歯科医および薬剤師等の委嘱についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

石津理事。

石津理事：議案第１６号、令和６年度福津市学校医、学校歯科医および学校薬剤師等の委嘱についてご説明いたします。

学校保健安全法第２３条第１項および第２項に基づき、学校に学校医、学校歯科医および学校薬剤師を置く必要がございますのでこれらの委嘱をするものでございます。

資料中に学校医、学校歯科医、学校薬剤師の名簿を付けておりますが、この名簿のとおり委嘱することといたします。

説明は以上です。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんか。

よろしいですかね。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第１６号を採決します。

議案第１６号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員賛成であります。したがって日程第１２、議案第１６号 令和６年度福津市学校医、学校歯科医および薬剤師等の委嘱については、原案のとおり承認されました。

１３ 日程第１３ 議案第１７号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱について

青木委員：日程第１３、議案第１７号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

石津理事。

石津理事：議案第１７号、福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱についてご説明いたします。

福津市立学校のコミュニティ・スクールの推進体制の構築や取組みの充実を図り、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりの一体的推進を図るため、福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱第３条の規定に基づき、福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーを委嘱する必要があることから、福岡教育大学副学長の森保之さんを令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間委嘱するものでございます。

森さんについては令和４年度令和５年度もお受けいただいて３年目になります。

説明は以上でございます。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第17号を採決します。

議案第17号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第13、議案第17号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱については、原案のとおり承認されました。

14 日程第14 議案第18号 福津市療育アドバイザーの委嘱について

青木委員：日程第14、議案第18号 福津市療育アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

石津理事。

石津理事：議案第18号、福津市療育アドバイザーの委嘱についてご説明いたします。

福津市立学校の特別支援教育や個別の支援の充実のために、学校と家庭、福祉関係機関との連携を図り、学校教育における特別支援教育と療育の一体的推進のため、福津市療育アドバイザーの委嘱に関する要綱第3条の規定に基づき、委嘱するものでございます。

委嘱する方は、鴨下賢一さんです。

任期については令和6年4月1日から令和7年3月31日まででございます。鴨下さんにつきましても令和4年度、令和5年度も受けていただいて、3度目のお願いをすることといたしております。

説明は以上です。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

鴨下さんは普段何をされている方なんでしょうか。

石津理事：デイサービスや児童発達支援の事業所を営まれています。

青木委員：他にございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第18号を採決します。

議案第18号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第14、議案第18号 福津市療育アドバイザーの委嘱については、原案

のとおり承認されました。

1 5 日程第 1 5 議案第 1 9 号 教育財産の取得に関する申出について

青木委員：日程第 1 5、議案第 1 9 号 教育財産の取得に関する申出についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

城野部長。

城野部長：議案第 1 9 号教育財産の取得に関する申出についてご説明いたします。

津屋崎小学校の増築校舎の賃貸借契約満了に伴う建物の取得について、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 2 2 条第 4 号の規定において、教育財産の取得は長の職務権限とされているため、同法第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、市長に対し申出を行うものです。

取得の申出を行う建物については、津屋崎小学校に増築しているプレハブ校舎になります。

場所としては校舎の運動場側に位置するところです。

説明は以上です。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第 1 9 号を採決いたします。

議案第 1 9 号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第 1 5、議案第 1 9 号 教育財産の取得に関する申出については、原案のとおり承認されました。

1 6 日程第 1 6 諸報告

青木委員：日程第 1 6、諸報告。

城野部長。

城野部長：令和 6 年 3 月議会について報告をいたします。

先ほど報告第 2 号の中で説明をさせていただきましたけれども、福津市議会 3 月定例会に提案いたしました市教育委員会に関する議案につきましては、田中委員の人事同意議案も含め全て可決をいただいております。

お手元に総括質疑の答弁と、一般質問の答弁についての資料を配付させていただいております。

総括質疑につきましては、2 月 2 9 日、3 月 4 日の 2 日間の日程で行われまして、五つの会派からご質問をいただいて

おります。

第1答に関するものについて記載をさせていただいておりますので後でお読みいただければと思っております。

次に一般質問についての答弁です。

一般質問につきましては、3月13日、3月18日、3月19日の3日間の日程で、計11人の議員の皆様から質問をいただいております。

そのうち、教育委員会に関するものとしましては、7名の議員さんからご質問がっております。

総括質疑と同様に第一答でお答えした回答をつけさせていただいておりますので、後でご確認をいただければと思っております。

以上でございます。

青木委員：他にございませんか。

城野部長。

城野部長：教育委員会事務局の異動内示についてご説明させていただきます。

令和6年4月福津市職員人事異動一覧の内示を配付させていただきます。

教育委員会に係る職員の異動についてお知らせいたします。

今回、部内異動が5名、部外からの転入が11名、新規採用が2名、部外への転出が8名、退職が2名という内示が行われているところであります。

また、今回の異動一覧には記載されておりませんが、河野理事兼主幹指導主事と古賀主幹兼指導主事も異動となります。お二人からここで一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

河野理事：改めまして、内示をいただきまして、4月から宗像市立地島小学校に赴任することになりました。

今年1年間、あまりお役に立てなかったなと思っておりますが、大変お世話になりました。ありがとうございました。

古賀主幹：この度、福津市立福間東中学校に5年振りに赴任し、教頭職を拝命いたしました。

2年間お世話になりました。またよろしくお願いいたします。

青木委員：お世話になりました。ありがとうございました。

人事異動についてはよろしいでしょうか。

城野部長：はい、詳細については異動一覧をご覧いただければと思います。

青木委員：今後のスケジュールについて、事務局お願いいたします。

鵜根係長：配付しております資料に、本日から4月末までのスケジュー

ルを掲載させていただいております。

教育委員の皆さまに関わる部分をご案内させていただきます。

3月29日（金）午前11時から市役所別館大ホールＡＢにて福津市教職員離任式を開催いたしますのでご出席をよろしくお願いいたします。

4月1日（月）午後2時からと、午後3時から、今年度も2部制で時間を分けて、福津市立図書館2階研修室にて、福津市教職員赴任式を開催いたしますのでご出席をお願いいたします。

4月8日（月）12時から福津市第2学校給食共同調理場にて給食試食会を開催いたしますので、ご都合が合う委員の皆さまは、津屋崎小学校までお越しいただければと思います。

4月10日（水）福津市立中学校の入学式となっております。集合時間等につきましては、各学校の案内文書をご参照ください。

4月11日（木）福津市立小学校の入学式となっております。こちらにつきましても、各学校の案内文書をご参照の上お越しください。

4月12日（金）福津市立神興幼稚園の入園式となっております。こちらも案内文書をご参照の上お越しいただけたらと思います。

4月25日（木）令和6年福津市教育委員会第4回定例会を午前9時30分から、市役所別館大ホールＡＢで開催いたします。

スケジュールについては以上でございます。

青木委員：他にございませんか。

日程第17 閉会の宣言

青木委員：日程第17 閉会宣言。

以上で本日予定していました議事日程は全て終了しました。

これで令和6年福津市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。